

② 営業時間短縮要請等関連事業者一時金

茨城県が発令した営業時間の短縮要請や外出自粛要請の影響により、令和3年8月または9月の売上が減少した事業者に対し、一時金を支給します（飲食店へは県から協力金が支給されます）。

対象者

営業時間短縮要請などの影響により、8月または9月の売上（業務委託契約などの収入も可）が、前年または前々年の同月（※令和2年9月から令和3年6月までの間に開業した方への特例あり）の売上と比べて **15%以上30%未満の範囲内で減少した次のいずれかに該当する市内事業者**

- ① 営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接の取引がある事業者
- ② 外出自粛要請により直接的な影響を受けた中小企業および個人事業者

支援額 1事業者あたり **15万円**（1事業者につき1回限り）

申請期限 12月15日（水）まで（郵送の場合は必着）

申請書類

- ① 営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金支給申請書兼請求書
- ② 令和元年または令和2年の法人または個人確定申告書の別表1もしくは第一表の控えの写し
- ③ 8月または9月の売上が確認できる売上台帳など
- ④ 振込先口座の通帳の写し
（名義、金融機関名、支店名、口座名、口座種別、口座番号がわかるもの）
- ⑤ 法人事業概況説明書の写し（法人のみ）
- ⑥ 所得税青色申告決算書の控えの写し（個人事業者で青色申告者のみ）
- ⑦ 本人確認書類（個人事業者のみ）

※詳細については、市ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

申請方法 申請書類一式を商工観光課へ提出してください。

問 商工観光課 ☎ 0297(20)8666

売上が30%以上減少した
事業者へのその他の支援に
ついて



国の制度は
こちら



県の制度は
こちら



詳細は
こちらから▶

③ 交通事業者に支援金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている交通事業者に対し、事業継続のための支援金を支給します。

対象者 タクシー事業者、運転代行事業者及び貸切バス事業者

支援額	タクシー事業者	1台あたり5万円上限 25万円
	介護タクシー事業者	
	運転代行事業者	
	貸切バス事業者	1台あたり7万円上限 75万円

※同一事業者に対しての交付は1回限りとなります。

申請期限 12月15日（水）まで

- 申請書類**
- ① 坂東市交通事業者支援金交付申請書兼請求書
 - ② 運送法に基づく許可または代行法に基づく認定を受けたことを証する書類の写し
 - ③ 支援金の額の算定に係る車両の自動車車検証の写し

申請方法 申請書類一式を商工観光課へ提出してください。

問 商工観光課 ☎ 0297(20)8666

詳細は
こちらから▶



「お荷物を不在の為持ち帰りました。下記よりご確認ください」は宅配業者を騙る偽メールです